

I 特定非営利活動促進法について

1 はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、市民が行うボランティア活動をはじめとした自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、多くの人の利益を増進することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されました。

その後着実に法人数は増加し、令和3年3月末時点で全国で5万、本県では700^{※1}を超える法人が認証をされるなど、その存在は社会に定着し、果たす役割については大きな期待が寄せられているところです。

※1 認証法人数には、既に解散した法人等も含まれます。

従来より、ボランティア活動が活発に行われてきた福祉・保健分野ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活困窮者の増加などにより、当該分野での活動は顕著になっております。その一方で、近年の社会的課題の変化に対応するように、子供の健全育成をはじめ、環境保全、まちづくり、沖縄独自の文化の保存や人材育成など、地域の課題は地域で解決していこうとする気運もあり、NPO等による様々な社会貢献活動への取り組みが注目されています。

特定非営利活動法人には、地域の課題解決に向けて大きな期待と役割を担う中で、組織基盤の脆弱性や、法律上の手続きに不慣れなど、法人として課せられている義務を果たせていない団体が存在することも確かです。

しかしながら特定非営利活動法人として果たすべき義務の履行が、各法人の信頼を築き、ひいては特定非営利活動法人全体の信用を築くこととなります。

この手引きは、特定非営利活動法人設立についての手続きや書類の作成、特定非営利活動法人となってからの法人の管理運営、各種届出や申請の方法について、できるだけわかりやすく、実際の書類作成にあたっての参考となるように心がけました。

これからNPO法人を立ち上げる団体、または、既に法人化されている団体の適正な管理運営のマニュアルとしてご活用いただき、特定非営利活動法人の健全な発展に役立つことを期待しております。

沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の目的

この法律は、営利を目的としない団体（NPO）に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であり公益の増進に資する特定非営利活動法人（NPO法人）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動や自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、多くの人の利益を増進することを目的としています。（法第1条）

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

現在、これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、車の登録をしたりするなどの法律行為を行う場合は、団体として行うことができず様々な不都合が生じています。

この法律は、これらの団体が簡易な手続きで法人格を取得し、その活動の健全な発展を促進するための法人格付与制度を定めたものです。

また、この法律により法人格を取得した特定非営利活動法人のうち、より公益性を認められた法人に対して、寄付者に対する税制上の優遇措置を設けることにより、NPO法人への寄付を促す制度として都道府県が認定制度を実施するための手続き等を定めています。

特定非営利活動法人は、自らに関する情報を積極的に公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が、この法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

3 法律の概要

（1）対象となる団体

この法律に基づいて、特定非営利活動法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です。

ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法第2条第1項）

特定非営利活動とは、次の（イ）と（ロ）の両方の内容を満たす活動のことです。

（イ）法別表に定める20^{註1}の活動分野（p-7）に該当する活動

別表の20の分野に含まれるかどうかについては、「常識的に」判断することとなります。

（ロ）不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること

不特定かつ多数の者の利益とは「公益」と同じ意味となります。

このことは、法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることを意味しています。

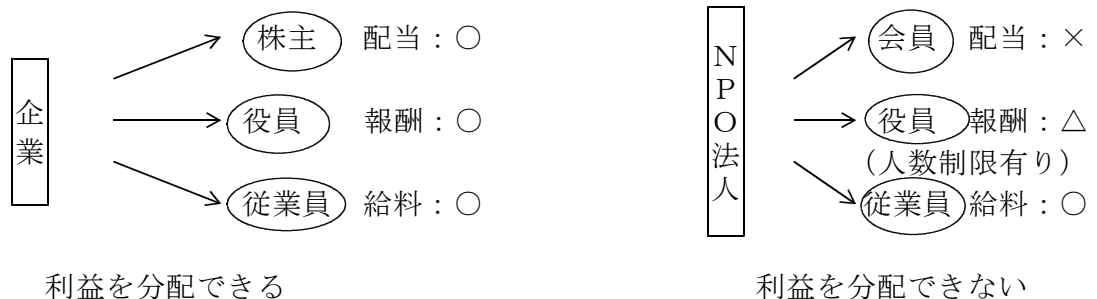
そのため、特定の個人や団体の利益（私益）や構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は、特定非営利活動ではありません。（設立に関するQ1参照:p-78）

イ 営利を目的としないものであること（法第2条第2項第1号）

「営利を目的としない」とは、活動によって得た利益を「構成員（役員・会員等）に分配しない」ことを意味しています。活動で得た利益は、配当などの形で会員に還元せず、次年度以降の事業に充てることになります。このため「無償」でなければならないという意味ではありません。

従って事業活動の中で、物を販売したりサービスを提供し、適切な収入を得ること、その中から正当な労働の対価として給与を支払うことは、利益の分配には該当しません。（設立に関するQ3参照:p-78）

【企業とNPO法人の違い】



ウ 社員^{注2}の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
（法第2条第2項第1号イ）

注2 社員

「社員」とはNPO法人の構成員であり、総会で議決権を持つ者（会員）がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

*不当な条件とは？

NPO法では、「市民が行う自由な社会貢献活動」を促進するために、NPO法人は開かれた組織として、誰でも、自由に社員として入会・退会できること、が定められています。

社員の資格として、正当であると認められる条件を付すことはできますが、当該法人の目的に照らし合理的かつ客観的なものであること、公序良俗に反しないことなどが正当性の判断の要件となります。

例えば、「特定の資格を有する者に限る」という条件を付するためには、法人の事業活動とその資格が一体不可分の関係にあるなど、合理性が認められるかが要件となります。また、現在の会員を優先したいなどとして、正会員の推薦を必要とする場合や、総会への出席を義務づける、などという条件については、不当な条件とみなされるおそれがあります。その他、入会金等が法人の目的や事業の内容に照らして著しく高額で、入会の妨げとなっていないことが必要です。

エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
（法第2条第2項第1号ロ）

報酬とは、役員の職務に対して支払われる金銭・物品等を指します。

役員が事務局長などを兼任している場合に、労働の対価として給与を受けることは、報酬にはあたりません。また、役員が会議に出席するための交通費等は費用弁償であり、報酬ではありません。

オ 宗教活動を主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号イ）

「宗教活動」とは、教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること、とされています。これを主たる目的とするのであれば、宗教法人という法人格を取得することができます。

ただし、宗教的精神に基づいて活動する団体についても、主たる目的とするものでなければこの規定に反するものではありません。

カ 政治活動を主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ロ）

ここで制限されているのは、政治上の主義であり、「政治上の施策」（政治を通して実現されるより具体的なもの：例）公害防止、福祉の推進など）は該当しません。

キ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ハ）

特定の公職者とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職を指します。このような者への選挙活動などは、従たる活動であったとしても行うことはできません。

ク 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと（法第3条）

NPO法人は、「不特定かつ多数の者の利益」を目的とするものであることから、特定の者（法人・団体等）の利益のために活動することはできません。

ケ 特定非営利活動事業に支障が生じるほど「その他の事業」を実施しないこと（法第5条）

特定非営利活動以外の事業を行うことはできますが、特定非営利活動事業を主たる目的とすること、支障がない限り制限があることから、「その他の事業」については過大になったり、赤字になったりしてはいけません。そのため、会計を区分し、利益については特定非営利活動事業に充てる必要があります。

コ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと（法第12条第1項第3号）

暴力団等が、非営利団体を隠れ蓑にすることがないように設けられた規定です。

サ 10人以上の社員を有するものであること（法第12条第1項第4号）

「10人以上」とは、毎事業年度の事業報告書においても名簿の提出を求めていることから、設立時のみではなく常に必要であることとされています。

シ 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと（法第15条）

NPO法人の役員とは、「理事・監事」となります。最低理事3人以上、監事1人以上の役員を置かなければなりません。

注1 特定非営利活動法で定める20のいずれかの活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。(法第2条)

次に該当する活動であること(法律の別表)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

* 沖縄県では第20号に定める活動について、条例で定めていません。

(2) 法人の管理・運営

- ① 役員 法人には、理事3人以上及び監事1人以上の役員を置かなければなりません。理事は法人を代表し、その過半数をもって業務を決定します。役員に変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要になります。なお、役員は暴力団の構成員等とはなれないなどの欠格事由(法第20条)のほか、親族の数(法第21条：p-11参照)、報酬を受け取る者の数(法第2条第2項第1号ロ：役員総数の1/3以下)等に制限が設けられています。

法第20条（役員の欠格事由）

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ③以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- ④暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- ⑤設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から二年を経過しない者
- ⑥心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（※）
 - ※精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

② 総 会 法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません（法第14条の2）。総会は、この法人の最高の意思決定機関であり、①定款の変更、②解散の決議、③合併の決議については、社員総会でしか決議することができません。

③ その他の事業 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。

その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する資産及び会計は、特定非営利活動に係る資産及び会計から区分しなければなりません。（法第5条）

④ 事業報告書等 毎事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録などを作成し、役員名簿及び定款等とともに全ての事務所に備え置き、社員や利害関係人に対して閲覧させなければなりません。

また、所轄庁に提出することが必要です。（法第28条、第29条）
法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

※正規の簿記の原則とは、

①記録の網羅性：取引について、漏らさずに記録すること。

②記録の立証性：客観的証拠（請求書など）に基づいて記録すること。

③記録の秩序性：秩序正しく、相互に関連して記録されること。

※法第27条の原則

第2号：正規の簿記の原則に従って記帳されること。

第3号：真実な内容を明瞭に表示すること。

第4号：会計基準及び手続きについては継続して適用し、みだりに変更しないこと

これらのことは、市民による自由な社会貢献活動を行うNPO法人といえども、他人からお金を預かり（会費・寄付・助成金等）、事業活動を行う以上は、お金に関する記録を正確につけ、それを会員に限らず広く社会に報告する（所轄庁への提出）ことにより、それぞれの活動に対する市民からの信頼と評価を得ることが必要であると考えられております。

- ⑤ 定 款 変 更 定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、所轄庁の認証が必要です。ただし、認証を要さない届出事項もありますので、定款変更認証の部分をご参照ください。

この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。（法第25条）

- ⑥ 解 散 ・ 合 併 特定非営利活動法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、解散又は別の特定非営利活動法人との合併を行うことができます。（法第31条、第33条）

法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者^{注3}に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属することとなります。（法第32条）

注3 定款で定めることができる残余財産の帰属先

残余財産の帰属すべき者は、次に掲げる者のうちから選定されなければならない。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 他の特定非営利活動法人 | 2 国又は地方公共団体 |
| 3 公益社団法人、公益財団法人 | 4 学校法人 |
| 5 社会福祉法人 | 6 更正保護法人 |

- ⑦ 監 督 等 所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともできます。（法第41条～第43条）

- ⑧ 罰 則 特定非営利活動促進法に違反した場合には、50万円以下の罰金（法第78条、第79条）又は20万円以下の過料に処されることがあります。（法第80条、第81条）

☆ 理事と監事の役割について

理事と監事は、それぞれに法人の運営について責任がありますが、その役割には大きな違いがあります。

| | |-----| | 理 事 | |-----| 法人の業務を決定し、執行する役割

理事は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が「代表権を有する者」に当たります。（組合等登記令第2条第2項第4号）

したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

代表権の制限としては、定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」というような記載が一般的です。

そして、以下のような制約があります。

- ① 仮理事の選任：理事は、NPO法人の執行機関ですので、理事が欠けた状態では法人の業務を行うことができません。役員任期の2年を経過しても選任されていない場合などに、理事が欠けた状態となります。そのままでは損害が生じる恐れがあるとして、利害関係人等からの請求により沖縄県が仮の理事を選任します。
- ② 特別代理人の選任：NPO法人と理事長との契約など、お互いの利益が相反する場合には、他の理事にその事項についての代表権を移譲する必要がありますので、利害関係人からの請求により、沖縄県が特別代理人の選任を行います。
- ③ 解散したとき：NPO法人が解散したときは、理事が清算人となります。（定款に別の定めをおくことや、総会で理事以外の人を選任することは可能です）
- ④ 罰則の適用：NPO法人がNPO法に違反したときには罰則の適用があり、理事（又は監事、清算人）は罰金または過料に処される場合があります。

また、法人の業務の決定については、定款に特別の定めがない場合は過半数をもって決定します。

| | |-----| | 監 事 | |-----| 法人の財産の状況や理事の業務執行、法人の運営について監査する役割

監事は、法人や理事を監査する立場にあるため、法人の理事や職員を兼ねることができません。監事の役割として以下の事項が規定されています。（法第18条）

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② NPO法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

★ 三親等以内の親族とは

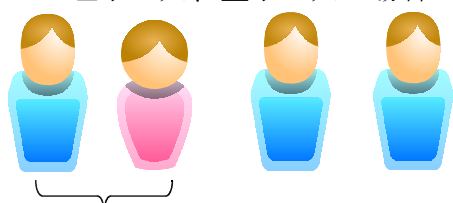
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。(法第21条)

* 役員に親族等が含まれてはならない具体的な数とは？

役員（理事・監事）の総数が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族を役員にすることはできません。（3分の1を超えるため）

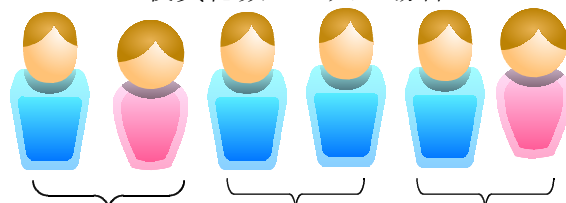
役員総数が6人以上の場合は、各役員につき、配偶者及び三親等以内の親族を1人のみ役員とすることができます。（役員総数が6人以上何人であっても、各役員につき加えることができる親族は1人だけです。）

理事3人、監事1人の場合



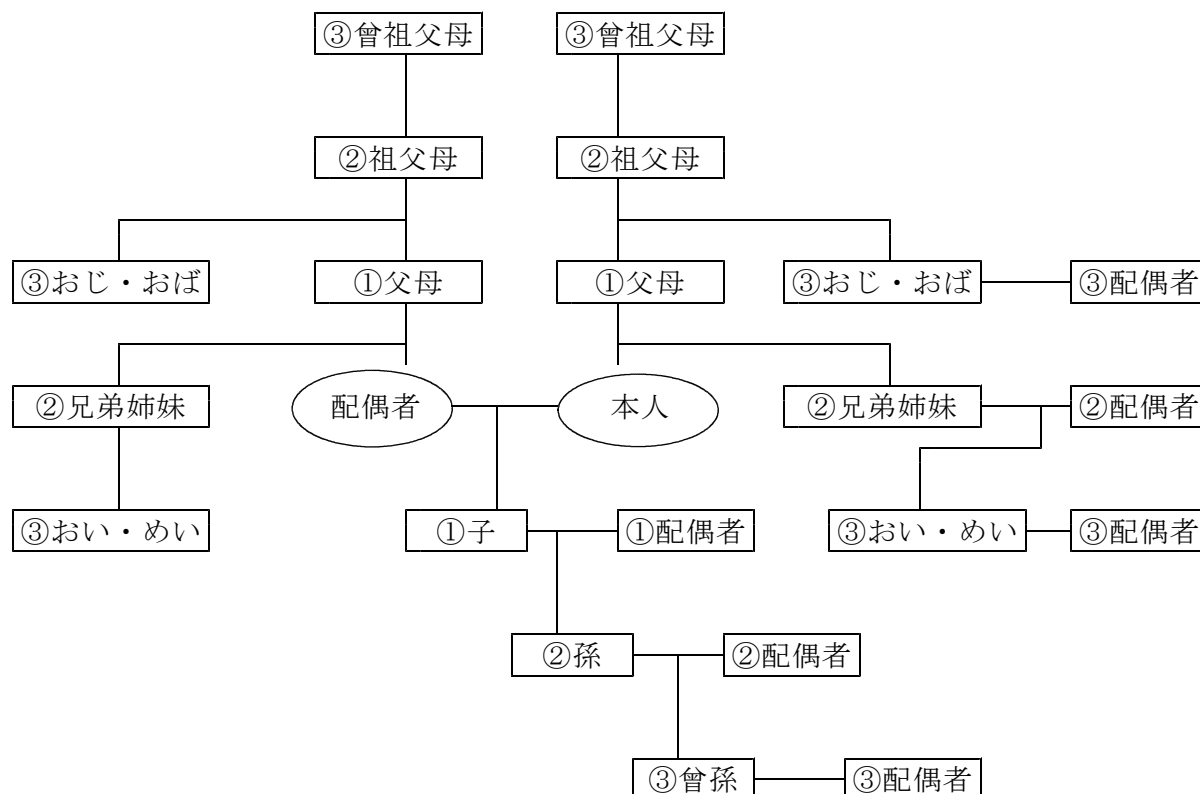
役員総数4人の内2人が親族（2/4）
総数の3分の1を超えている。
上記の構成の場合はNG

役員総数が6人の場合



役員総数6人の内、親族が2人（2/6）
総数の3分の1以内。
上記の構成（2組の夫婦、1組の兄弟）
の場合はOK

<三親等以内の親族図> * 丸数字・・・「本人」からみた親等



トピック

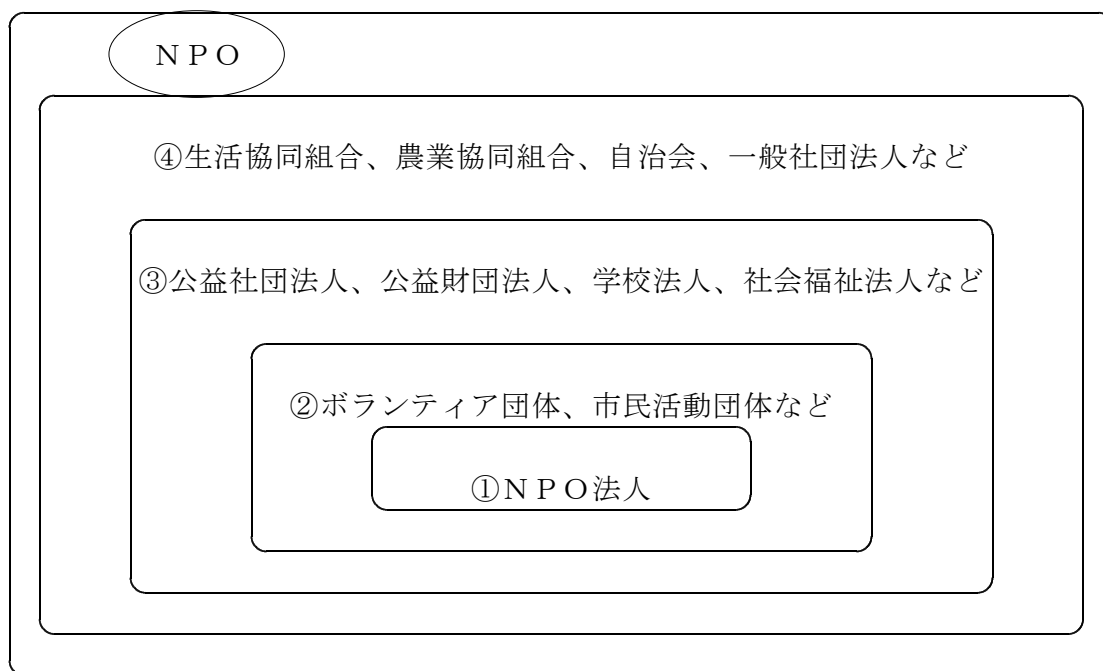
『そもそもNPOって何だろう?』

NPOとは、Non（非）－Profit（利益）－Organization（組織）の略で、営利を目的としない組織という意味なんだ。

ボランティアとの違いがわかりづらいという話もよく聞かれるけど、言葉の意味を参考にしてみるのもいいかも。ボランティアには、〈志願者〉という意味があるように、個人の社会貢献活動を指していることが多くて、NPOは、〈O：組織〉とあるように、組織として社会の多くの人のためになるような活動を指していることが多いと考えられるのではないだろうか。似たような言葉として、〈NGO〉というものもあるけれど、NPOの中でも主に国際的な活動をしている非政府組織のことを指しているんだ。

また、非営利という意味は、利益や財産を団体の構成員（会員）に分配しないことであり、「無償」とは別の概念なんだ。だからNPOでも利益を上げる事業を行うことはできるし、職員に給料を支払う事も可能だよ。ただし、その利益は、団体の活動に充てなければならない、ということなんだ。

【NPOの範囲】



- ①最も狭い意味では、特定非営利活動促進法に基づいて法人となった、特定非営利活動法人（NPO法人）のみを指します。
- ②一般的なNPOの意味となります。NPO法人に加え、ボランティア団体や市民活動団体などを含めて指します。
- ③広い意味で、全ての営利を目的としない公益団体を指します。（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人など）
- ④最も広い意味で、営利団体以外の全ての団体を指します。この場合は、自治会、町内会や同窓会などの共益団体も含めます。

* よって、「NPO＝NPO法人」とは限りません。

『法人化のメリットと法人化で生じる義務とは？』

法人化のメリットについては、一般的に以下のようなことが挙げられるよ。

- ①法人名義で契約を結ぶことができ、銀行口座を設けることができる。
- ②不動産や自動車等の所有者となれる。
- ③活動の活性化や寄付金、助成金等による活動資金の調達の幅が広がる。
- ④組織として1つの人格を持つため、代表者や役員、構成メンバーに変更があっても継続した活動ができる。

法人化によって生じる義務としては、次のようなことが挙げられるよ。

- ①各種事務手続き（事業報告書、役員変更届などNPO法関連及び登記や雇用関係等その他）を行う義務があること。また、当該書類等の情報開示（所轄庁への提出・書類の備え置き等）の必要があること。
- ②法人税等の納付義務が発生すること。
- ③法人が解散した場合、残余財産等を会員で分配することはできないこと。
また、任意団体にも引き継ぐことができないこと。
- ④法律に基づいた運営を行う義務があるため、違反や怠った場合等には、法人及び役員に対して、罰金や過料などが科せられる場合があること。

法人化によるメリットと生じる義務は各団体によって違うので、自分たちの活動の一つ一つを整理しながら考えてみる必要があるよ。また、法人化によって生じる義務を果たすことによって、メリットであげた社会的信用が増し、活動や資金調達の幅が広がると言えるね。

なお、平成20年12月の公益法人制度改革によって、一般社団法人という法人格が創設されたよ。自分たちの活動にはどの法人格が最適かを、よく考えてみる必要があるね。（参考：法人格による比較－p-16-17）

特に、社会的信用や寄付、助成金などは、法人化した事によってではなく、活動内容やその実績等によってもたらされたりするよ。NPO法人の認証は、申請手続きが適正に行われたことを指すもので、何らかの「お墨付き」を与えられたわけではないんだ。法人化したことのみをもって県や市町村から補助金等が交付されることが約束されるわけではないんだ。

◆ NPO法人を設立する前の確認事項について

※設立準備会等での話し合いの際にご活用下さい。

定款や事業計画書・活動予算書を作成する際の参考として頂きたいと思います。

No.	項 目	確 認 項 目	理 由	チェ ック
1	法人化 について	法人格は本当に必要ですか。	法人化しなければならない理由は明確ですか。法人としての義務を継続して果たせますか。	
		NPO法人を設立する必要性は明確ですか。	法人化するためには、NPO法人以外（一般社団法人p-16, 17参照等他の法人格）も検討してみましたか。	
2	ミッシ ョンの確立 (定款第 3条及び 趣旨書 等)	自分たちが考える、この社会の課題とは何か。	課題の明確化はできていますか。	
		その課題を解決し、目標とする姿は何か。	目標とする将来像は明確ですか。	
		課題や目標は、分かりやすい表現で説明できますか。	趣旨書や定款第3条の目的へ反映するには一般の人が見て分かりやすい表現となっていますか。	
3	事業を 立てる (定款 第5 条、事 業計 画書、 活動 予算 書等)	ミッションで確認した課題を解決するためには、どの様な活動を行いますか。	「やりたい事業」ではなく「実現できる、やるべき事業」の計画となっていますか。	
		その事業は、目的に沿っていて、公益性（不特定多数のものの利益）がありますか。	特定非営利活動事業としては、法人の目的に沿った事業であること、公益性があることなどが要件になります。	
		その事業を行うためには、どの様な資金が必要でしょうか。	会費、事業収入、寄附金、補助金等について配分や要件の確認などはされていますか。	
		その事業の規模としては、どの程度の予算が必要となりますか。 (約半年間分、1年間分)	設立初年度と翌年度の事業規模と資金計画は適切に計画されていますか。	
		予定している事業を行うだけの体制が整っていますか。	事業を実施するために必要な人員の確保や区分経理について対応できますか。	
		その他の事業は実施しますか。	その他の事業の必要性や内容について検討されましたか。	
		その他の事業を実施する場合、その規模は適切でしょうか。	特定非営利活動事業に支障がない（過大や赤字にならない）規模ですか。	
4	組織に ついて	役員は、NPO法上の要件を満たしていますか。	役員の定数や欠格事由、親族や報酬の制限など確認されていますか。	
		役員、社員、職員等の役割分担ができていますか。	組織としての執行体制と、実際に活動を行う人との連携や、会議での報告体制などは整っていますか。	
		職員を雇用する場合の手続きや税金についても確認されていますか。	各種保険や、法人税法上の収益事業にあたるかどうかの確認など、法人化後の手続きについても検討されていますか。 ※法人化後は、様々な手続きをそれぞれの期限内に行わなければなりません。期限を過ぎたために、必要以上の支出(過料等)を支払わなければならない場合もあります。	

特定非営利活動法人の設立・運営の要件

特定非営利活動促進法(NPO法)で定めている法人の設立・運営の要件について主要なものを整理しました。特に、NPO法人を設立する際のチェックリストとしてご利用ください。

	法人の要件	特定非営利活動促進法	チェック欄
1	法第2条別表の20項目のいずれかの活動を行うことを主たる目的としている	第2条第1項	
2	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている	第2条第1項	
3	営利を目的としていない	第2条第2項第1号	
4	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでない	第2条第2項第2号イ	
5	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでない	第2条第2項第2号ロ	
6	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでない	第2条第2項第2号ハ	
7	暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でない	第12条第1項第3号	
8	特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わない	第3条第1項	
9	特定の政党のために利用しない	第3条第2項	
10	社員（総会で議決権を持つもの）が10人以上いる	第12条第1項第4号	
11	社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない	第2条第2項第1号イ	
12	役員は、理事が3人以上、監事が1人以上いる	第15条	
13	役員は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など、法第20条に規定する欠格事由に該当していない	第20条	
14	役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下である	第2条第2項第1号ロ	
15	その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行い、利益を生じたときは特定非営利活動に係る事業に充てること	第5条第1項	
16	総会（社員の意思決定機関）を年1回以上開催する	第14条の2	
17	理事又は監事はその定数の3分の1を超える者が欠けた場合、遅滞なく補充すること	第22条	
18	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない	第21条	
19	法第5条、法第27条に規定する会計の原則に従って会計を行うこと	第5条 第27条	

＊「一般社団法人」について

公益法人制度の見直しにより、平成20年12月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」により、「一般社団法人」という法人格が新設されました。以下、特定非営利活動法人との対照表をご確認いただき、皆さんの団体にとってより適切と思われる法人格をお選びする参考としていただきたいと思います。

どちらの法人格も、非営利性（利益を構成員で分配しないこと）は同じですが、大きな違いとしては、指導監督官庁があるかないか、活動に制限があるかないかという点があります。また、一般社団法人は、特定非営利活動法人に比べ設立は容易ですが、多少費用がかかるなどといった相違点もあります。なお、一般社団法人については県への届出は必要ありません。

	特定非営利活動法人	一般社団法人
根 拠 法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
非 営 利 性	有（利益及び残余財産の分配禁止）	有（利益及び残余財産の分配禁止）
事 業 内 容	20の特定非営利活動事業（義務） その他の事業（支障がない限り）	公益事業（義務ではない） 収益事業
設 立 期 間	4～6か月程度（事前相談含む）	1か月程度
設 立 費 用	不要	定款認証手数料（公証人役場）、や 登録免許税（法務局）等が必要
設 立 者 数	10名以上	2名以上
所 轄 庁	都道府県 又は 政令指定都市	なし
監 督	都道府県 又は 政令指定都市	なし
社会的信用	事業報告書の閲覧等による	制度の浸透に時間がかかる
税 制	一部免税措置あり 収益事業課税	課税・非課税に2分
報 告 義 務	事業報告書等を毎年所轄庁に提出	なし
法人格取消	認証取消あり	なし
設立手続き	設立総会（理事3名以上、監事1名以上を選任） ↓ 所轄庁に書類を提出（10名以上の社員名簿が必要） ↓ 2週間の公衆の縦覧 ↓ 1～2か月の審査期間を経て認証 ↓ 法務局で設立登記申請	2名以上で法人化を決定、定款等の作成 ↓ 公証人役場で定款の認証 ↓ 法務局で設立登記申請

* 法人格による比較

法人名	特定非営利活動法人	認定特定非営利活動法人	公益財団・社団法人	社会福祉法人	株式会社	任意団体(法人格無)
根拠法	特定非営利活動促進法	特定非営利活動促進法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	社会福祉法	会社法	なし
性格	非営利	非営利	非営利	非営利	営利	営利／非営利
事業	特定非営利活動事業及びその他の事業	特定非営利活動事業及びその他の事業	23事業種類及び実施方法が公益認定基準を満たすこと	社会福祉事業	定款に掲げる事業による営利の追求	自由
設立方法	所轄庁による認証後に登記して設立	NPO法人の内、要件を満たしているとして所轄庁が認定	公益認定審議会による公益認定後登記	所轄庁の認可後に登記して設立	公証人役場による定款認証後に登記して設立	特になし
設立要件	社員10人以上	社員10人以上	社団：社員2人以上 財団：拠出財産300万円以上	一定規模以上の資産	資本の提供	特になし
役員	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上 財団は評議員3人以上	理事6人以上 監事2人以上 原則として理事の2倍を超える評議員	取締役1人以上 (監査役設置は任意)	自由に設定 (置かなくても設立可能)
設立費用	無料	無料	無料	無料	有料 資本金額による変動有	無料
税制等	法人税法上の収益事業に課税	法人税法上の収益事業に課税 寄附金の税額控除、見なし寄附金などが適用	法人税法上の収益事業に課税 公益目的事業は非課税 寄附金の税額控除適用	法人税法上の収益事業に課税 寄附金の税額控除、見なし寄附金などが適用	全所得課税	法人税法上の収益事業に課税

4 法人格取得後の義務等

法人格取得後は、NPO法やその他の法令、および定款の定めに従って活動しなければなりません。

特に次の点にはご注意ください。

(1) 事業報告書などの情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書及び役員名簿等を作成しなければなりません。(p-90以降参照)

また、定款等とともにこれらの書類^{注4}は、それぞれの事務所に備え置き、利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、広く一般に閲覧されることとなります。他の都道府県が所轄庁となる認定NPO法人の場合は、事務所の所在する都道府県においても、閲覧されることとなります。

注4 閲覧される事業報告書等

定款、登記に関する書類の写し、事業報告書、活動計算書（収支計算書）、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、前事業年度の末日における社員の内10人以上の者の名簿

(2) 定款変更認証申請並びに各種変更届の提出及び変更登記

法人は、届出事項（同一所轄庁内の事務所移転他）以外の定款の変更をする場合は、定款変更認証申請が必要です。(p-134以降参照) 申請後、2週間の縦覧を経て、認証されたときから、新しい定款が有効となります。

また、役員については2年に1度の改選時及び役員に変更があった場合（新任・再任・任期満了・辞任・住所異動・氏名変更など）には所轄庁への変更届出書（p-125以降参照）の提出と、代表権を持つ理事については法務局での変更登記が必要です。

(3) 納税（別表参照）

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは一部の例を挙げてますが、詳細については、お近くの税務署、県税事務所等にご相談ください。(p-76参照)

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業^{注5}」からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

*特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。(税率は別表参照)

注5 法人税上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）とは、物品販売業、製造業等下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産の提供等を行う事業、労働者派遣業

<別 表>

(令和3年4月1日現在)

	区分	課税対象など	税 率	所管
国 税	法人税	法人税法上の収益事業の年間所得	800万円以下……15.0% (H31.4.1以後に開始する事業年度) 800万円超……23.2% (H31.4.1以後に開始する事業年度)	税務署
	特別法人事業税	法人税法上の収益事業の年間所得を基礎とする	法人事業税額の37.0%	県
都道府県税	法人均等割	各法人一律	2万円／年額	税務所
	法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額を基礎とする	法人税額の1.0% (法人税額が年1000万円以下のとき)	
	法人事業税	法人税法上の収益事業の年間所得	年間所得400万円以下…3.5% 年間所得400万円超～800万円以下…5.3% 年間所得800万円超…7.0%	
市町村税	法人均等割	各法人一律	5万円／年額	市町村
	法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額を基礎とする	法人税額の6.0%	

* 上記の表は、令和2年4月1日以降に開始する事業年度に係る一般的な税額・税率です。

詳しくは、国税事務所・県税事務所・市町村へお問い合わせ下さい。

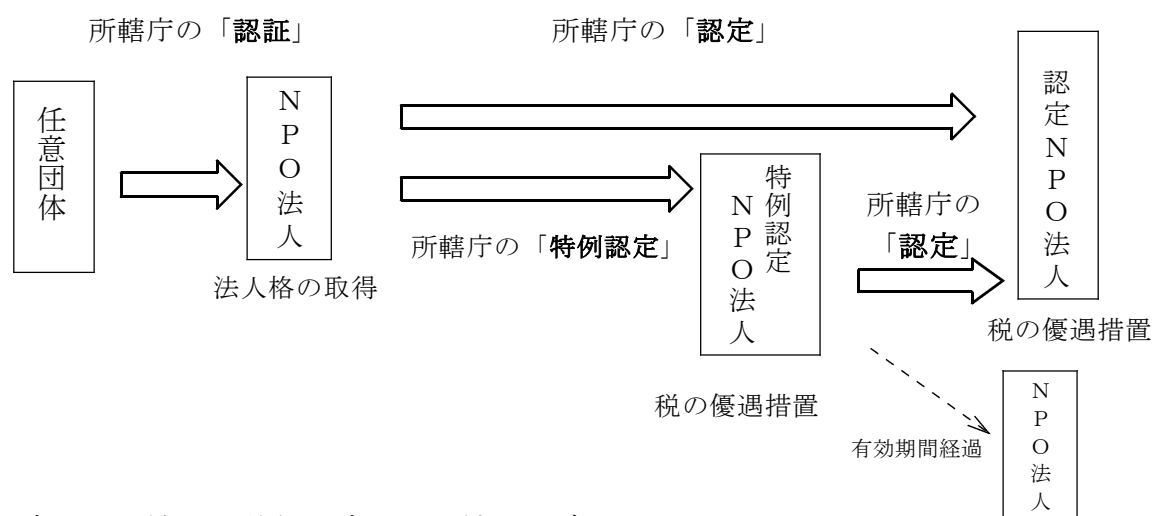
* 法人税法上の収益事業を行っていない場合には、免除申請書を提出することによって、法人県民税及び法人市町村民税の均等割が免除となる場合があります。詳しい要件及び添付書類等は、各県税事務所及び所在市町村へお問い合わせ下さい。

5 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人とは、特定非営利活動法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することについて一定の要件を満たすとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます。

同制度は、市民や企業等一般からのNPO法人への寄附を促していく目的で設けられ、寄附をした者について、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。更に、認定NPO法人自身についてもみなし寄附金制度等が適用されます。

また、設立間もないNPO法人では、認定を受けるための寄附の実績を達成できない法人が多いなどの課題があるため、認定要件の内PSTを除いた要件を満たしている場合に、仮の認定を行う特例認定NPO法人制度もあります。



認定NPO法人と特例認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	認定基準である9つの要件をすべて満たしている	認定基準のうちパブリックサポートテスト以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定された日から5年間	特例認定された日から3年間
更新	可	不可
対象	認定申請をした年度の初日において法人設立から1年を経過したすべてのNPO法人	特例認定申請をした年度の初日において法人設立から1年を経過し、かつ法人設立後5年以内のNPO法人
実績判定期間	原則5年（5事業年度） ※新設法人で初回の認定申請の場合は2年（2事業年度）	2年（2事業年度） ※新設法人で、設立初年度が1年に満たなくても1事業年度と数える。
税制優遇	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ③寄附をした相続財産が非課税になる ④みなし寄附金を受けられる	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ※左欄③④については優遇なし

※パブリックサポートテスト（PST）：一定以上の寄附を集めていることの判定基準

認定NPO法人の9つの基準

認定NPO法人が満たさなければならない基準は以下の9つです。

1号基準 パブリックサポートテスト（PST） 下記のいずれかの要件を満たすこと

- ①相対値基準：実績判定期間において、収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
- ②絶対値基準：実績判定期間において、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上
- ③条例個別指定：都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けている。

※沖縄県では、条例で個別指定している法人はなし。

2号基準 公益性に関する基準

事業活動において、公益的な活動の占める割合が50%未満でなければならない。

3号基準 運営組織及び経理に関する基準

適正な経理をおこなっている等。

4号基準 事業活動に関する基準

宗教活動や政治活動、選挙活動等を行っていない等。

5号基準 情報公開に関する基準

閲覧の対象となる書類を一般に公開しなければならない等。

6号基準 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出している。

7号基準 不正行為等に関する基準

法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実はない等。

8号基準 設立後の経過期間に関する基準

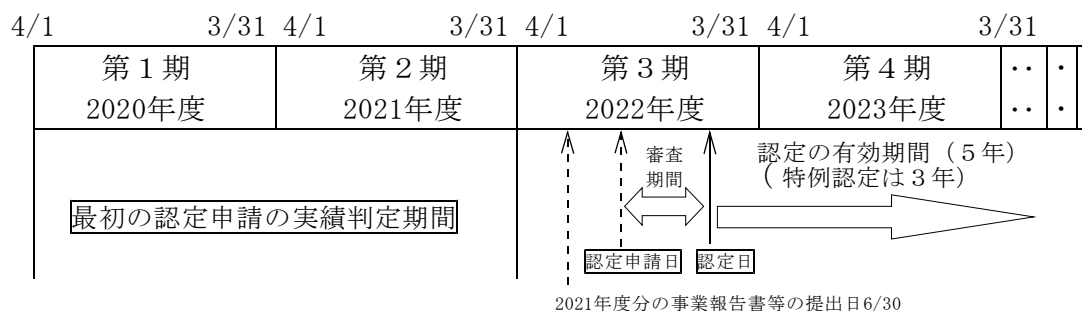
認定または特例認定の申請をした年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している。

欠格事由 次の欠格事由のいずれにも該当しない

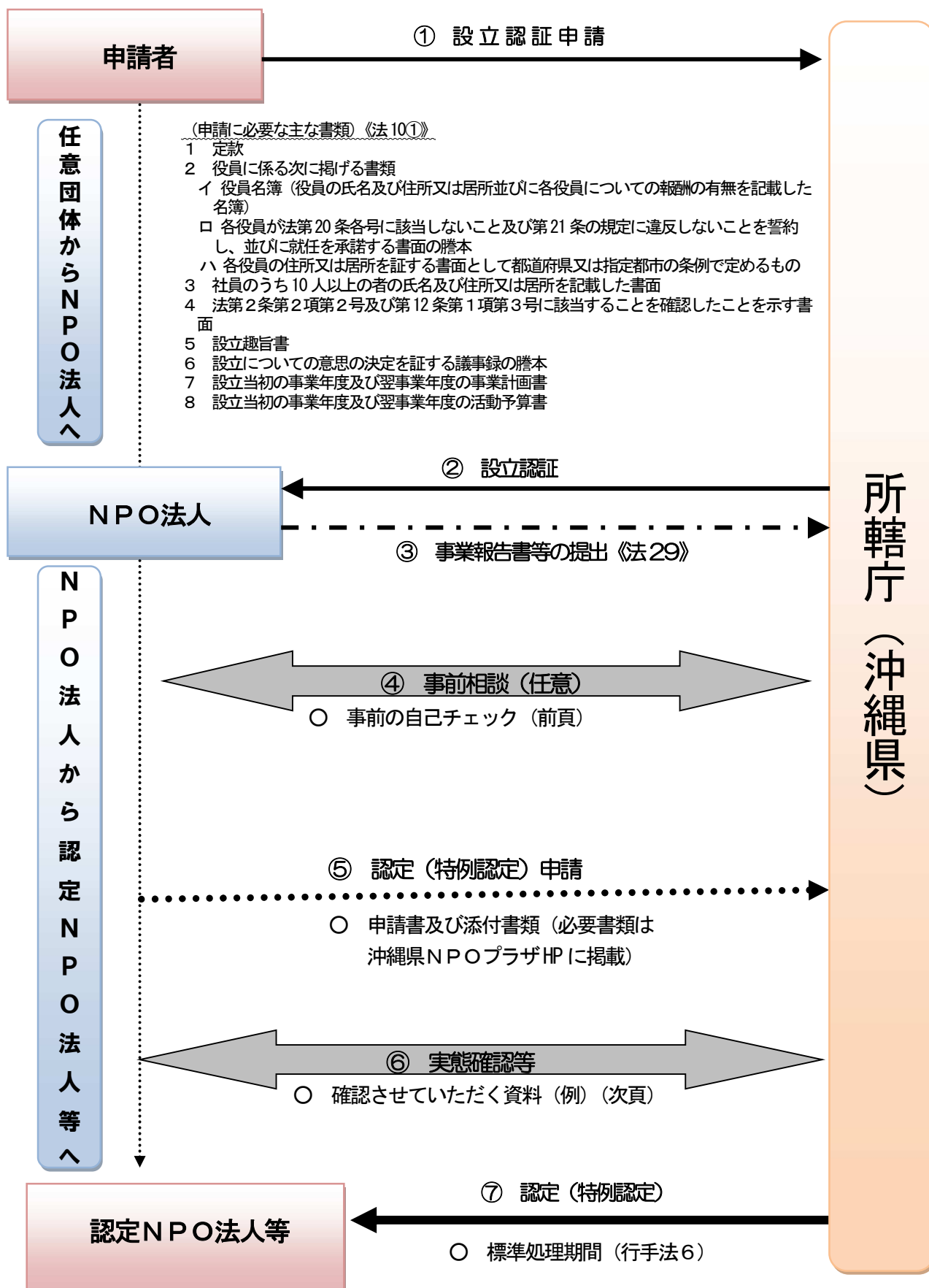
- ☐ NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- ☐ 認定または特例認定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない
- ☐ 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- ☐ 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ☐ 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- ☐ 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人

【参考】実績判定期間の例（事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の事例）

※過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合



認定 NPO 法人等になるまでのフロー



確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		活動の対象に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算 式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算 式》

$$(\text{認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

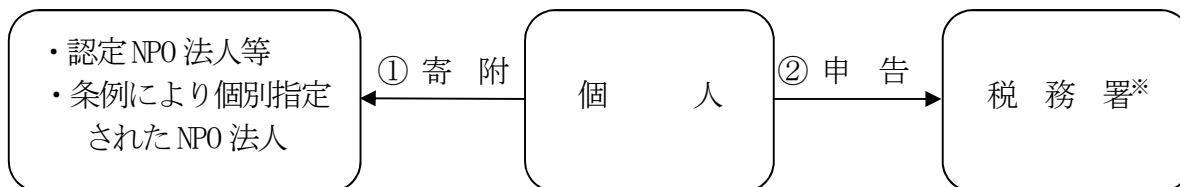
(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

(2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類[㊤]（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

（注） 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注 1）寄附金の合計は、総所得金額等の 30% 相当額が限度です。

（注 2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は 4 %
- ・市区町村が指定した寄附金は 6 %

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

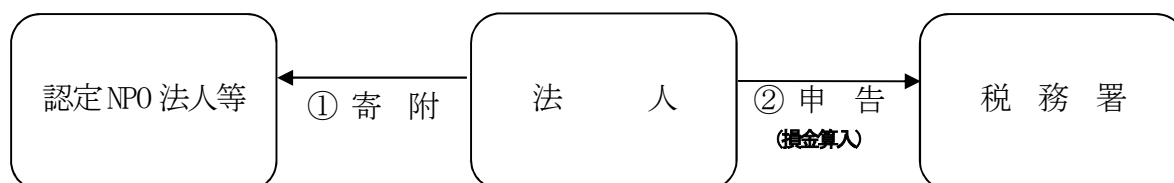
※条例で個別に指定された NPO 法人で認定 NPO 法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法 45 の 2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

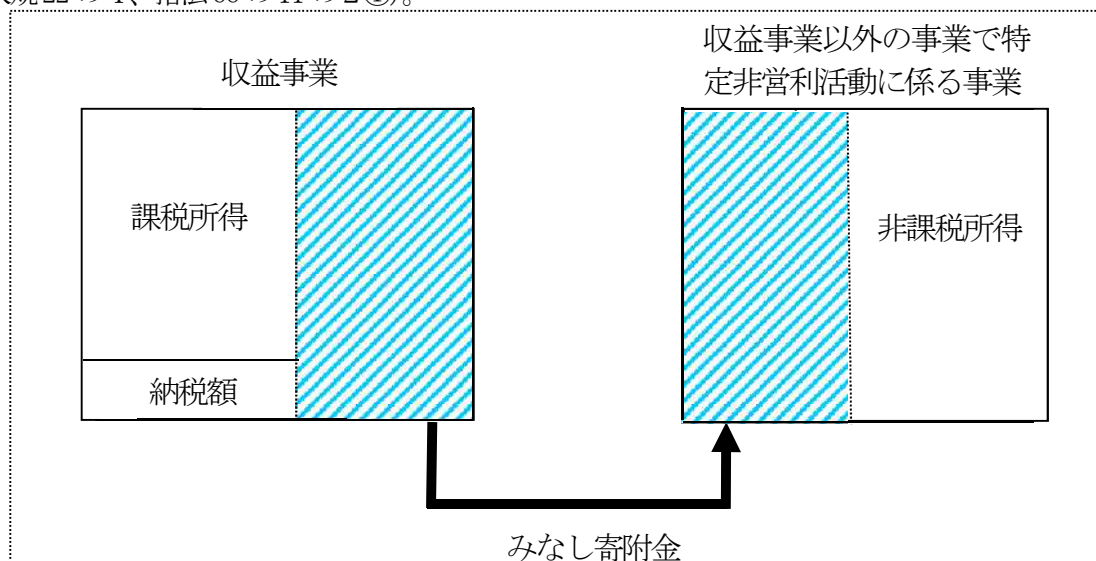
(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70 ⑤⑩、措規23 の5)。

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます(みなし寄附金)。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません(法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①)。



⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全ての NPO 法人が対象となる「一般特例」と、認定 NPO 法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の 2 つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

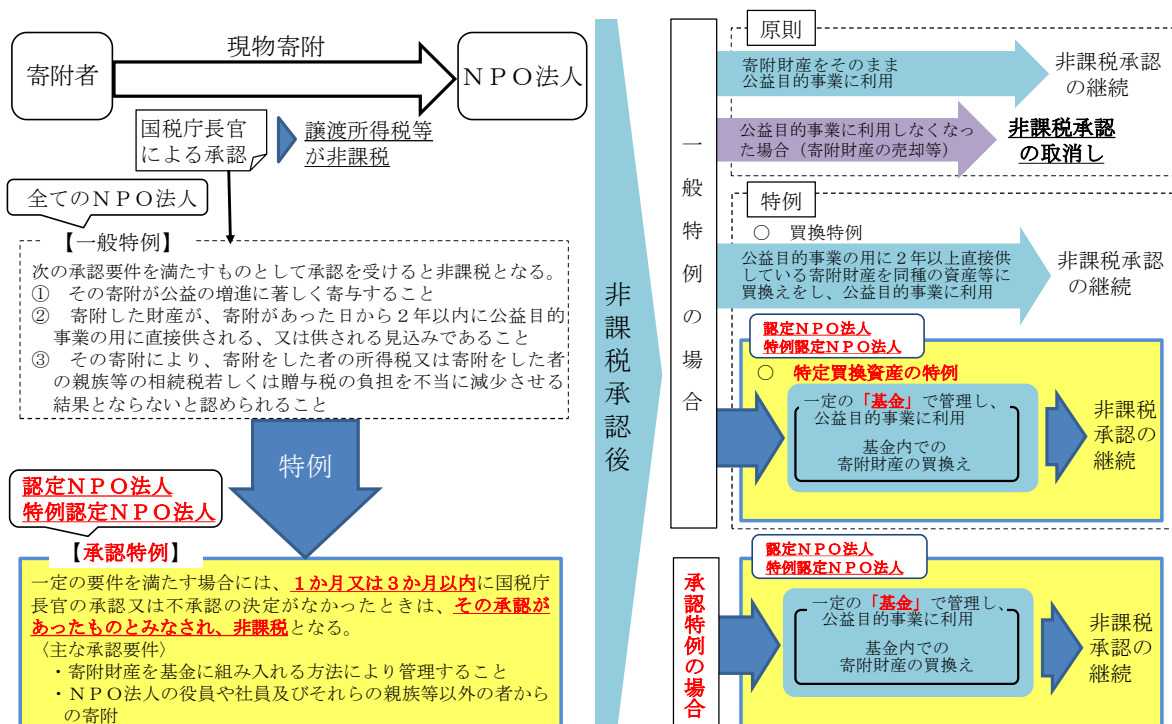
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定 NPO 法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができますこととされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定 NPO 法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔措法 40、措令 25 の 17、措規 18 の 19、平成 30 年 3 月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号〕

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、①～③(P24～P27)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法人等に課税されることがあります。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

※ 確定申告等の詳しい手続きについては、「国税庁ホームページ」等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

